

酒田市 地域福祉活動計画

平成19年3月

【ダイジェスト版】



住民参画・協働による新しい地域社会
まちづくりの創造

酒田市地域福祉活動計画【ダイジェスト版】
社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会
〒998-0864
山形県酒田市新橋二丁目1番地の19
酒田市地域福祉センター内
電話 0234(23)5765 FAX 0234(24)6299
E-mail:shakyo@sakata-shakyo.or.jp

ふれあいネットワーク
社会福祉法 人 酒田市社会福祉協議会

はじめに

私たちをとりまく社会環境は厳しくなっており、地域における福祉ニーズは児童から高齢者、障がい者まで広範囲となっています。今、地域福祉に求められているのは、公的福祉サービスとともに住民同士のたすけあいを軸にした「地域の福祉力」をバランスよく整備することです。

酒田市社会福祉協議会では、住民相互の支えあい活動である「新・草の根事業」を展開し「福祉のまちづくり」を進めてきました。酒田市地域福祉活動計画は、市民の皆さんと一緒に「福祉のまちづくり」を拡充するための計画です。

◇策定経過

地域福祉活動計画の策定は、平成17年度に行政と社協が協働し、学区・地区ごとに地区懇談会を開催しました。また、2,153人の、「市民アンケート調査」を行いました。

平成18年度に、東北公益文科大学の澤邊先生をコーディネーターとし、官民から選出された12人による策定委員会を4回開催し、計画を策定しました。



(活動計画策定委員会)



(地域福祉分科会)

加えて、地域社会の多様なニーズに応えるため、5つの専門分科会（メンバー7人）を設置し、分野ごとに細かく課題を抽出・分析し、実現可能な計画としました。

[専門分科会]

- ① 地域福祉分科会・・・学区社協、新・草の根
- ② ボランティア分科会・・拠点、ネットワーク化
- ③ 福祉サービス分科会・・相談体制、情報提供等
- ④ 団体、行政連携分科会・福祉団体、行政の連携
- ⑤ 総務分科会・・・・組織、財政、人材育成

◇計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間に設定し、3年目（平成20年度）に見直しを行います。

【新・草の根事業とは】

市内の小学校区ごとに組織した32の学区・地区社協を中心として、「見守りネットワーク支援事業」「合同研修事業」「ふれあい（老人）給食事業」「地域あんしん事業（相談）」「地域交流事業（サロン活動）」「介護予防講座」などの小地域ネットワーク活動を住民参加により展開しています。

1 基本理念

「住民参画・協働による新しい地域社会、まちづくりの創造」

2 基本目標

- (1) 住民参画・協働のまちづくり →①、②
- (2) 安心すみよいまちづくり →③
- (3) 相互連携による広がる地域づくり →④
- (4) 持続発展する地域福祉活動 →⑤



(子育てサロン)

3 基本施策

①小地域福祉活動の推進

- 小地域福祉活動の推進 ··· 新・草の根事業の推進
- 学区・地区社協の振興 ··· コミュニティワーカーの養成と配置
- まちづくり団体との連携強化 ··· コミ振と連携したまちづくり活動の支援
- 防災ネットワークづくり ··· 自主防災組織との連携・支援

②ボランティア活動の推進

- ボランティア団体との連携強化 ··· ボラ活振、連絡協議会との連携強化
- 地区ボランティアセンターの設置 ··· 地区ボランティアコーディネーターの養成とセンターの設置
- 福祉ボランティアの振興 ··· 地域ニーズに的確に対応するボランティアの育成
- NPO団体、企業との連携 ··· NPO、企業の社会貢献環境の整備と啓発

③在宅福祉活動の推進

- 地域包括支援センターとの連携 ··· 介護、福祉に関するサービスの提供
- 相談体制の拡充 ··· 相談機関のネットワーク化
- 日常生活自立支援事業の拡充 ··· 事業及び広報活動の強化
- 新規の地域福祉事業の創設 ··· 成年後見制度利用及び支援の検討

④団体、行政との連携強化

- 福祉団体等との連携強化 ··· 学区・地区社協を核とした地域連携の構築
- 行政等との連携システム構築 ··· 制度、機能情報の交換拡充
- 広域連携について ··· 総合支所、支部との情報交換の促進
- 地域特性について ··· 地域特性を活かした事業展開

⑤社会福祉協議会の活動基盤の強化

- 社協組織・機能の拡充 ··· 本部・支部機能の見直し
- 財政について ··· 社協会費の統一化、共同募金運動の拡充、財源確保
- 人材育成の強化 ··· 市民ニーズに応える職員の資質の向上
- 情報対策の拡充 ··· ホームページの整備、広報広聴活動の拡充

【1】小地域福祉活動の推進

地域福祉は、「地域の特色を活かして」「地域に住んでいる方々が参加し」「住民の実践で」行なうことが基本となります。生活ニーズが複雑化しており、多様な福祉事業が求められております。学区・地区社協を核に高齢者の見守りやふれあい給食などの「新・草の根事業」を全市的に展開すると共に「地域互助のネットワーク化」を図っています。



(見守りネットワーク支援研修会)

【重点事業】

◎学区・地区社協コミュニティワーカー配置モデル事業

【配 置 の 目 的】 学区・地区社協の運営に関する推進役・調整役的な役割を担う人材を配置することで、学区・地区社協事務局体制の強化及び地域の福祉力向上を図る。
配置人数は複数を予定。

【機 能】 学区・地区社協に関する事務
新・草の根事業に関すること
関係機関との連絡調整に関すること

【事業の進め方】 • モデル地区を指定して人材養成講座を開催
(年次計画で全学区・地区を指定)
• 養成講座終了地区からモデル地区として配置

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
学区・地区社協 コミュニティワ ーカー養成事業	学区・地区社協の運営を担う事務局的な人材を育成するため養成講座を開講する ・ 協議、検討 ・ モデル地区の指定（3ヶ所程度） ・ 養成研修（年2回程度）		協議 検討			
学区・地区社協 コミュニティワ ーカー配置モ デル事業	養成モデル事業を終了した地区から順次配置 ・ 養成研修終了地区から配置 ・ 実施状況により拡充		協議 検討			

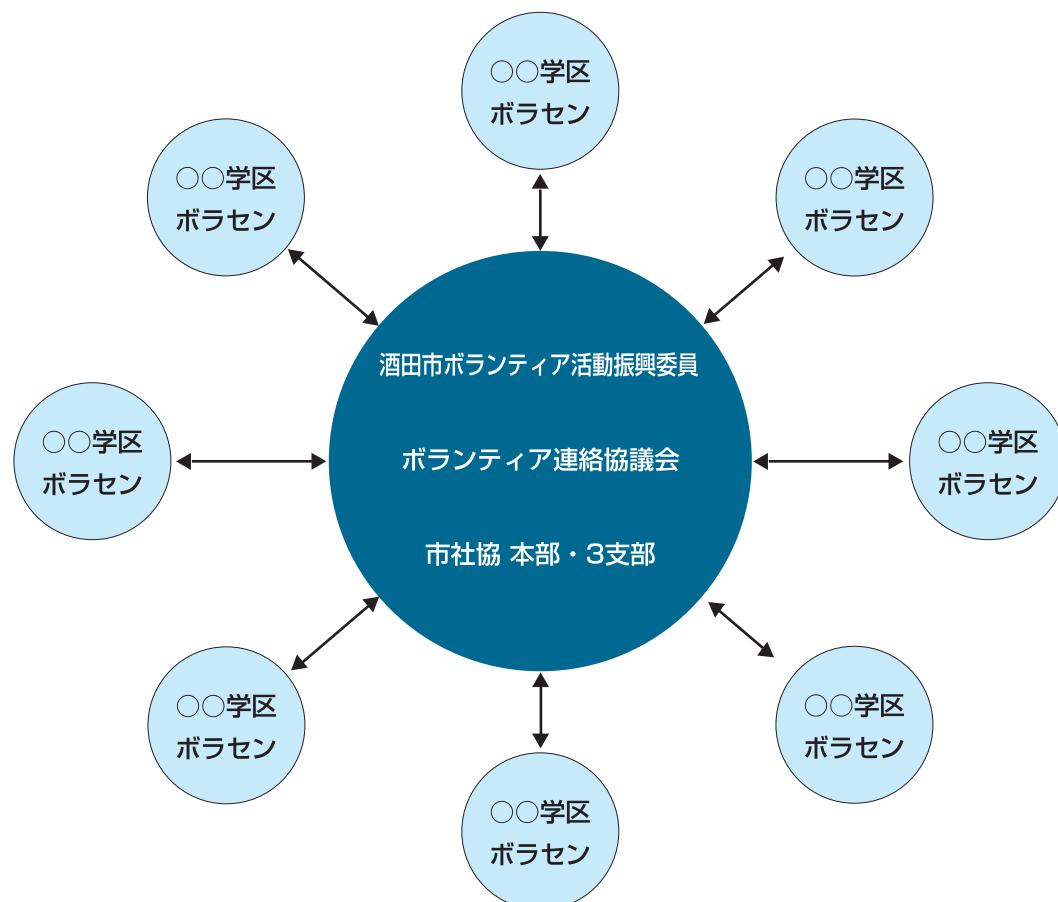
【2】ボランティア活動の推進

これまでの市ボランティアセンター1極集中型からボランティアの地域展開を図るため、「地区ボランティアセンター構想」に基づく「地区ボランティアセンターの設置」及び、「地区ボランティアコーディネーターの養成」を進めます。

当センターは身近な地区内において、「ボランティアを求めている人」と「ボランティアをしたい人」の間で、相談、斡旋をすると同時に、人材の育成、情報の提供などを行う機能です。これら「地区ボランティアセンター」と地域福祉センターにあるボランティアセンター機能がネットワークすることで地域のボランティア活動を拡充します。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地区ボランティアコーディネーターの養成事業	学区・地区内のボランティア事業を調整する人材をモデル地区を指定して養成講座を開催する		協議・検討 → モデル地区			
学区・地区ボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーター配置モデル事業	学区・地区単位にボランティアセンターを設置し、小地域におけるボランティア活動の振興を図るために調整役をモデル地区を指定し配置する		協議・検討 → モデル地区			

[学区・地区ボランティアセンター構想のイメージ図]

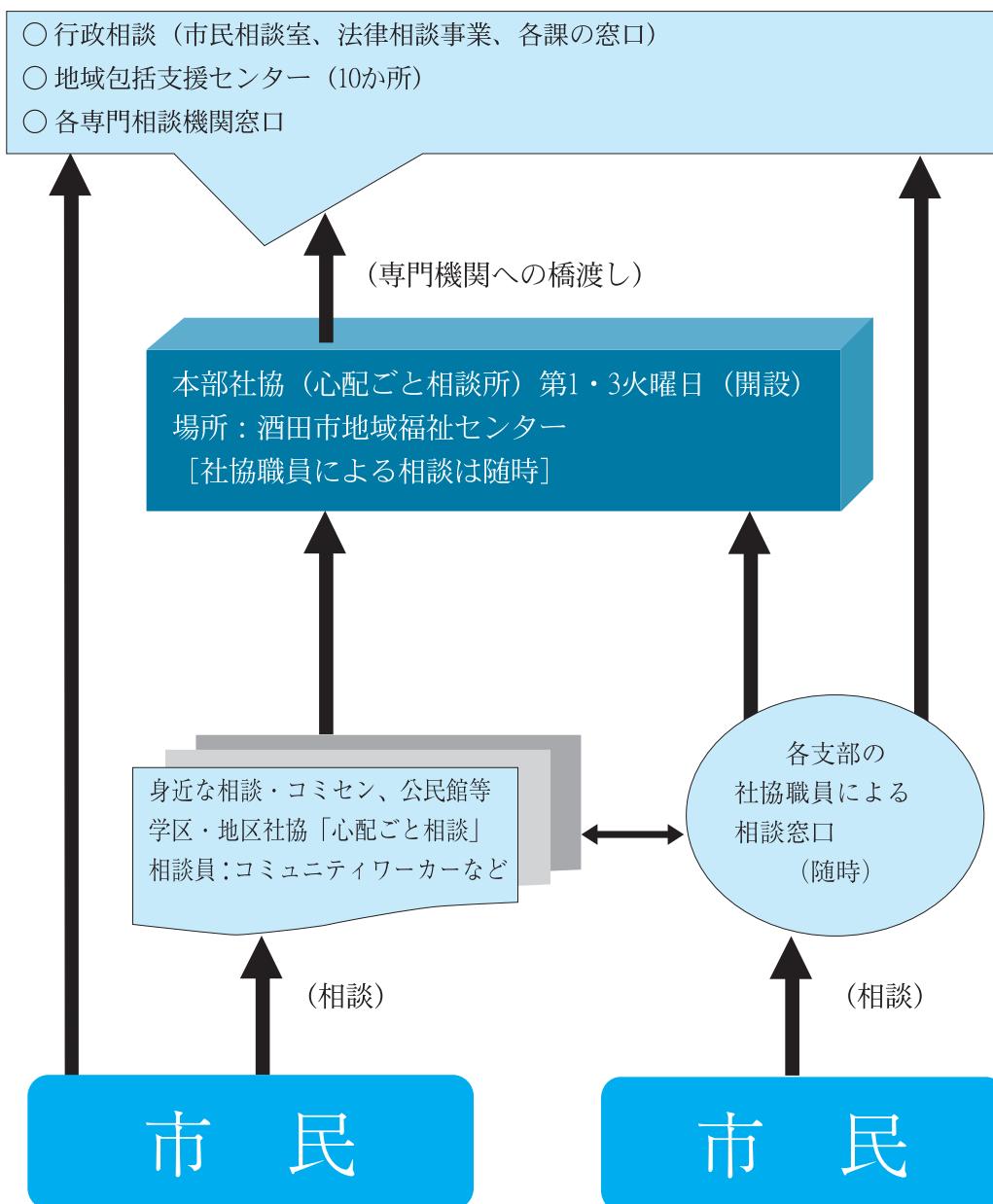


※地区ボランティアセンターは学区・地区内に「ボランティアセンター機能」を整備する構想であり、建物を整備するものではありません。

【3】在宅福祉活動の推進

地域包括支援センターと連携して、福祉サービスを利用する人へ必要な福祉情報を提供したり、「困ったときに、身近な場所で相談ができる体制」と「相談ごとがあった時にどこに相談すべきかを的確に探してくれる」迅速、ワンストップな「相談事業ネットワーク」を構築します。また、日常生活自立支援事業などの日々の金銭管理などのサービスほか、サービス利用者の権利擁護活動を推進します。

[相談事業ネットワークイメージ図]



【重点項目】

- ① 地域包括支援センターの支援
- ② 相談体制の拡充
- ③ 日常生活自立支援事業の拡充
- ④ 権利擁護の推進



(心配ごと相談)

【4】団体、行政との連携の強化

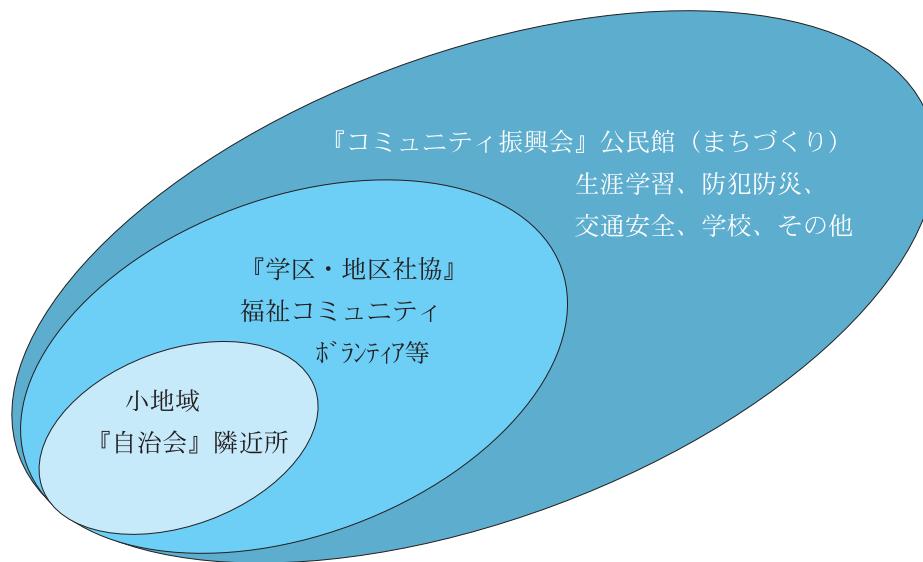
地域福祉は、子どもから高齢者、心身障害（児）者など広範囲にわたります。さまざまな分野の団体、行政との連携のあり方を見直し、地域社会においてこれらの関係団体を結ぶことで「安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を目指します。本計画では、地域社会にあるさまざまな関係団体を横断的に結びつける組織を「学区・地区社会福祉協議会」と位置づけ、地域ニーズに合わせて、課題解決を図るシステムの構築を図ります。

【重点項目】

- ① 福祉団体、行政等との連携強化、地域福祉情報交換の拡充
- ② 自治会長と民生委員児童委員交流会の開催
- ③ 学区・地区社協を中心とした諸団体とのネットワーク構築
- ④ 災害時要援護者の支援体制構築のための防災組織との連携

【まちづくりのイメージ図】

地域に住むすべての人が、健やかにいきいきと暮らせるようにするためにには、地域住民をはじめ、自治会やコミュニティ振興会などのまちづくり関係者、地域福祉の活動主体である学区・地区社協などの福祉関係者が協働して、福祉サービスの提供のほか、「まちづくり」として地域全体で生活課題を解決していく取り組みが大切です。



【5】社会福祉協議会の活動基盤の強化

地域福祉を推進する中核的団体として、地域ニーズに応えられる持続可能な体制整備と人材育成を図るとともに広く市民の声を聴き、同時に多くの福祉情報を提供いたします。

【重点項目】

- ① 効率的な本部及び支部機能のあり方、見直し
- ② 財源確保（会費の統一化、共同募金運動の拡充、社会福祉基金の活用など）
- ③ 市民のニーズに応える職員資質の向上（研修計画の策定、外部研修、人事交流など）
- ④ 情報機能の充実（ホームページ、会報紙などの拡充）
- ⑤ コスト管理、合理化、事務事業評価システムの導入